

役員等報酬規程

社会福祉法人 鷹ヶ峯友遊福社会

社会福祉法人 鷹ヶ峯友遊福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷹ヶ峯友遊福祉会の役員等の報酬の支給基準等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員を指す。

(業務の種類)

第3条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- 1 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- 2 監事による監査
- 3 行政機関による監査の立ち合い
- 4 その他理事長が必要と認めた業務

(役員等の報酬等)

第4条 役員等が、前条の業務に携わったときは、次の金額を上限としてその都度本人に対して現金で支払う。ただし、職員として法人に勤務し、給与を得ている場合は報酬を支払わない。

一回につき 5,000円 (源泉徴収後の手取り金額)

(交通費等)

第5条 理事会・評議員会への出席以外で法人業務に携わった時の交通費や雑費等は、実費を現金で支払うことができる。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より適用する。